

令和 5 年 1 月 13 日

過料事件の通知について

伊達市未来政策部協働まちづくり課

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。）第 29 条の規定による事業報告書等の期限内提出がなかったことから、法第 80 条第 5 号に規定する過料事件を管轄の地方裁判所へ通知しましたのでお知らせします。

法人の名称	特定非営利活動法人緑
主たる事務所の所在地	福島県伊達市保原町字八幡町 20 番地
通知した日	令和 5 年 1 月 11 日
通知した理由	法第 29 条の規定による事業報告書等の期限内提出がなかったため。